

# マルティン・ルターにおける自由の概念

中 谷 博 幸

- I はじめに
- II 歴史における自由
- III 「キリスト者の自由」
- IV おわりに

## I はじめに

ヨーロッパにおける自由の展開を考えた場合、古代ギリシア、特にアテナイの重要性は、いくら強調しても強調しすぎることはない。「法の下での自由」がその本質をなす。そこには、一人による支配は、いかに優れた人間であるとしても、驕慢、神をも恐れぬ極悪非道に陥る危険性があることへの優れた洞察があった<sup>1)</sup>。また、アイスキュロスが『アガ멤ノン』三部作で示した、法と裁判による血の暴力による復讐の連鎖の克服は、今日の社会において、極めて重要な事柄を提示している。

しかし古代アテナイの「法の下における自由」を核とする民主制には、現代から見るとポリスが抱える難問があった。ひとつは奴隷制と女性の権利をめぐる問題であり、もうひとつはペリクレスの有名な追悼演説<sup>2)</sup>が示すように、ポリスを越える個人の内的価値がはっきりとは認められていなかったことである。今日良心の自由と一般に呼ばれるような事柄は古代ギリシアには存在しなかった。近代社会ではそれは社会契約説と密接に結びついて、政教分離論の核をなしている。最初にそのことを明確に理論づけたのはジョン・ロックである。しかし、それは良心の問題を掘り下げた人々の営みがあって、はじめて可能になったことである。そのような営みの例として、本稿では、マルティン・ルターの自由観を取り上げる。

## II 歴史における自由

1517年にルターが贖宥と悔い改めに関する『九十五箇条の提題』〔以下『提題』と略記〕を発表したとき、カトリック教会から分離するような意図は全くもっていなかった。この『提題』は印刷され急速にドイツ全土に普及した。当初ローマ教皇側は、事態を重要視せず、ドイツの片田舎の出来事だと考えていた。その重い腰を上げたのは『提題』公表から10ヶ月あまり経過していた1518年8月のことである。ローマ教皇レオ10世は枢機卿カエタヌスにルターの審問を命じた。これは1518年10月帝国議会が開かれていたアウクスブルクで行われることになった。ルターがその審問で「教皇が公会議と、聖書に優先することを否認した」<sup>3)</sup>ため、ことはカトリック教会の一教義をめぐる問題にとどまらず、ローマ教皇の権威に関わる問題へと発展していくこととなった。次いで、『提題』の公表以後精力的にルターに反対していたインゴルシュタット大学のヨハン・エックの批判に対し、ルターと当時ヴィッテンベルク大学神学部長であったアンドレアス・ルドルフ・ボーデンシュタイン・カールシュタットは、ライプツィヒでエックと討論を行うこととなった。カールシュタットがまず1519年6月27日から7月3日までエックと自由意志や恩寵に

ついて討議した後、ルターが7月4日から14日までエックと論戦した。この討論によってルターは、聖書のみが信仰と教理の唯一の基準であることや、教皇制は人間が作りだした産物であることを表明した。さらにエックの巧みな論争によってルターは、ヤン・フスや「ボヘミア人の主張箇条の中には、普遍的教会も有罪とすることはできないような、完全にキリスト教的福音主義的なものがたくさんあることも確実にある」<sup>4)</sup>ことを認めた。フスは1415年コンスタンツ公会議で異端とされて処刑されていた。このことにより、ルターは異端者フスと同じ罪に値すると見なされることとなった。事実ローマ教皇側はルターを破門にするための処置を正式にとる。ルターの著作を検討する委員会が設けられ、41箇所の章節が異端的であるとされた<sup>5)</sup>。これに基づき1520年6月15日レオ10世は教皇勅書を発し、それを受け取った日から60日以内に自説を撤回しない場合には、破門に処することを宣言した。しかしルターは、それを受け取ってから60日目の1520年12月10日教皇勅書を焼き捨て、破門が確定した。今や事態は回復不可能となった。

中世ヨーロッパはローマ教皇と神聖ローマ帝国皇帝という二つの権威・権力をもっていた。永らく皇帝の座にあったハプスブルク家のマクシミリアンが1519年1月に死ぬ。代わって彼の孫のスペイン国王カルロス1世が同年6月に皇帝に選ばれた。彼は神聖ローマ帝国皇帝としてはカール5世となる。このマクシミリアンの死去からカールの皇帝選出まで、帝国の動きは停滞していたが、カールは1520年10月23日にアーヘンで即位式を行ったあと、ヴォルムスで帝国議会を開催する。皇帝側はその選出に際し選帝侯と、誰をも「帝国外の法廷に召喚しない」、「審問を経ずに帝国追放に処することをしない」ことを協定として結んでいた<sup>6)</sup>。以前からローマ教皇庁はルターをローマに召喚することを望んでいたが、ルターの問題もその協定に基づきヴォルムスの帝国議会で取り上げられることとなった。そこにはルターの領主であり保護者であったザクセン選帝侯フリードリヒ賢公の影響があったと言われている<sup>7)</sup>。100年前に皇帝ジギスムントによってコンスタンツに召喚され火刑に処せられたヤン・フスの運命がルターにも降りかかることを恐れる人々もいたが、ルターはその召喚に応じた。ヴィッテンベルクを旅立ちヴォルムスに近づいてからも、友人でザクセン選帝侯の宮廷説教者であったゲオルク・シュパラティンは、危険だからヴォルムスに入らないよう忠告してきた。後年ルターは、「たとえヴォルムスに屋根瓦ほどの数多くの悪魔がいようとも、私はそこへ入っていくつもりである、なぜなら、私は驚きも、恐れもしていないから、と返事を返し」<sup>8)</sup>たと語っている。ヴォルムス帝国議会のルターに関する報告には、次の様に記されている。

多くの敬虔なキリスト教徒たちの心は、皇帝の名において、彼に対して勅令が発せられており、それに身体安全保証書が添えられていたことを知っていたにせよ、やはりマルティン博士が勇敢に現れてきたことに、ほっとした気持と、警戒せよと忠告したい気持とを覚えた。敵方としては、この勅令が彼を〔帝国議会出席から〕遠ざけさせ、その結果、彼に不服従の責めを負わせ、合法的に彼を裁判にかけるようになることを望んでいたのだ。しかし、この善良なる神父はここへやってき、キリスト教徒的態度を保ち、そうすることによって、地上においては何ものも怖れないこと、神のみ言葉によって服せられないかぎりには、一片の書簡を無効にする試みに対してさえも、百千の首や、身体や生命を投出して戦う用意のあることを示したのであった<sup>9)</sup>。

ルターは1521年4月16日にヴォルムスに到着し、翌日午後4時に皇帝と諸侯たちの居並ぶ前に現れた。机には、彼の書物が置かれていた。トリーア大司教の法務官ヨハン・エック博士（ライブツィヒ討論のエックとは別人）が皇帝に代わって、それらの書物が彼のものであるかどうか、そしてそれらの著作を撤回するかどうかを迫った。ルターはそれらの著作が自分のものであることを認めたが、第二の質問に対し

ては、「問題が天上ならびに地上における至高のもの、神のみ言葉に関するものであるので、ぜひとも時間が与えられるように」<sup>10)</sup>と願った。この願いは皇帝によって認められ、翌日再び出頭することとなった。ルターは自らの書物を、「福音的な単純率直な仕方信仰と生活のことを論じ」たもの、「教皇制と教皇の策謀や行為に反対して書かれたもの」、「ローマの専制を擁護し、私の敬虔な教えを非難する特定の人びとに反対して私がかいたもの」の三つに分類しそれらを取り消すことができないと声明した<sup>11)</sup>。そして、ルターの弁明が長くなることに苛立って率直な仕方取り消すか否かを迫った皇帝代理人に対して、ルターは次の様な有名な言葉を最後に述べた。

皇帝陛下や諸侯閣下が単純な答えを求めておられますので、私も細かいこと抜きで、他意なしにはつきり申し上げます。聖書の証言か明白な理由をもって服せしめられないならば、私は、私があげた聖句に服しつづけます。私の良心は神のみことばにとらえられています。なぜなら、私は教皇も公会議も信じないからです。それらがしばしば誤ったし、互いに矛盾していることは明白だからです。私は取り消すことはできませんし、取り消すつもりもありません。良心に反したことをするのは、確実なことでも、得策のことでもないからです。神よ、私を助けたまえ、アーメン<sup>12)</sup>。

これに対し皇帝はヴォルムス勅令を発し、ルターを帝国アハト刑に処した。すなわち、1521年5月14日から数えて20日間経過した後は、彼および彼の友人、一党、庇護者、後援者、同調者、追隨者等を「投げ倒して捕え、また彼らの財産を没収し、それを諸子ら自身の利益に使おうとも、何らの支障はない。」と宣言した<sup>13)</sup>。6月3日以後は、ルターを捕らえ、たとえ殺したとしても、罪に問われないことになった。そのことを暗示するような噂が起こった。ルターは勅令が発せられる前の4月26日にヴォルムスを出発して帰途についたが、途中アイゼナッハ近郊で謎の騎士の一団によってどこかへ連れ去られたという噂が広がった。中には、「ルターが死体となって銀鉢で発見され、短剣で刺貫かれていた」という噂が教皇使節アレアンダーのもとに届いていた<sup>14)</sup>。当時アントウェルペンにいたアルブレヒト・デューラーは、日記に次の様に記している。

彼はまだ生きていたろうか。それとも、殺されてしまったらうか。もし、殺されたとしたら、彼はキリスト教的真実のゆえにこのような目にあつたのだ。……もしわれわれが、過去140年来のだけよりも明瞭に書続け、神によって福音的精神を授けられたこの男を失うようなことがあれば、おお！天なる父よ、どうか、あなたの聖なる霊をいま一度誰かにお与えください。……神よ。もしルターが死んだら、だれがこれから聖なる福音をあのようにつげ知らしてくれるでしょうか。……この神の霊を受けた人間のためにただ泣き悲しもう。そして、他の啓示を受けた者を送り給わらんことを神に祈ろうではないか<sup>15)</sup>。

デューラーのこの日記から、当時のドイツの人々の中にどのような気持ちがあったかがよく伝わってくる。このルター「誘拐」事件は、実はルターを未然に保護するためザクセン選帝侯の配下（恐らくシュバラティン）によって差し向けられた騎士たちによるもので、ルターは無事にアイゼナッハ郊外のヴァルトブルク城に匿われた。それから九ヶ月間、ルターは「騎士ヨルク」という名で静かに過ごすことになる。その間にルターはエラスムスが校訂したギリシア語新約聖書を約10週間というスピードでドイツ語に訳して、9月に出版する（『9月聖書』）。



先に述べたヴォルムス帝国議会での証言はルターの公生涯におけるハイライトであるとともに、自由の歴史においても最も重要な出来事であった。彼は皇帝をはじめ居並ぶ帝国のお歴々の前で、自説の撤回を迫られた。それはとてつもなく大きな圧迫であった。皇帝側は、歴代皇帝らが「コンスタンツ公会議その他の公会議において命令したこと」、「キリスト教界全体が現在にいたるまで1,000年以上も保ってきたところ」<sup>16)</sup>をもってルターに迫った。この伝統と権威と権力をもってする強制に抗してルターは、自らの考えに忠実であろうとした。この問題を彼は良心という視点から捉える。「天上ならびに地上における至高のもの、神のみ言葉に関するもの」、彼がその著作を三つに分類した事柄、すなわち信仰と生活に関わること、それに関する論説や討論に関して、「良心に反したことをするのは、確実なことでも、得策のことでもない」と断言した。信仰という個人の内面に関わる事柄に関して、彼は教皇や公会議よりも自己の良心を重視した。ここにおいて、ルターは自己の内面的自由、良心の自由を主張したと置いていいだろう。

しかしここで立ち止まって考えねばならないことは、なぜそれほど良心が大切なのかという点である。皇帝側も良心を引き合いに出す。ヴォルムス勅令でも「良心」という言葉は使われる。最近三年の間に、ルター等の異端は深く根付き、「われらの怠慢から、寛大に扱い、みのがしてしまった。そのため、良心は重くうちひしがれ、われらの名前の永遠の榮譽は、その統治のよかるべき発端に当って、暗き霧によっておおわれることになった」<sup>17)</sup>と語る。この良心が責任を負っているのは、公会議や教皇勅令に対してである。そのような良心は、当然、公会議や教皇に抗することはできない。一方ルターは、「私の良心は神のみことばにとらえられています。」と語る。問題はそれ故、その言葉が何を言っているかということになる。そして、このことが明らかになる事件が、ヴァルトブルクに滞在しているときに起こった。

ヴィッテンベルクでは、ルター不在のなか、1521年9月以降、具体的な教会改革が進められていった<sup>18)</sup>。それをリードしたのは、ライプツィヒでルターとともにヨハン・エックと論争したカールシュタットと、アウグスティヌス派修道士ガブリエル・ツヴィリンクであった。カトリック教会の理解では、ミサにおいてキリストの贖罪死が再現される。ミサの儀式的なかでパンはキリストの体に変化し、葡萄酒はキリストの血に変化する。そのことにより、ミサが行われるごとに、キリストの十字架上での犠牲が再現されると考えられた。ミサはラテン語で行われ、ミサに集う一般の人々はそこで語られる言葉を理解することはなかった。また、聖書の記述とは異なり、一般の人々は、キリストの体に変化したとされるパンのみあずかり、ただ式を執り行う聖職者がパンとぶどう酒の両方にあずかった。ルターは、この時期、ミサを行うことはキリストを犠牲としてささげることであるという理解は忌むべき偶像礼拝であり、信徒の交わりが本来の姿であること、ミサにおいてはその制定に関わる神のことばが必ず語られ、集う人々にそのことが理解されねばならないこと、そしてミサに参列する人々はパンとぶどう酒の両方にあずかること（「二種陪餐」と呼ばれる）を主張していた。外形的に見た場合には、そのようなルターの主張が彼の不在中にヴィッテンベルクで実現していく。ツヴィリンクはミサの改革がなされないかぎりミサを行うべきでないことを過激に主張した。アウグスティヌス隠修道院では10月23日にミサが停止される。クリスマスにはカールシュタットが城教会で二種陪餐の形式で重要なところをドイツ語をもってミサを行った。さらに年末にはトーマス・ミュンツァーの影響を受けた「ツヴィカウの預言者」と呼ばれる三人の人々がやって来た。彼らは聖書によらない直接的な神との交わりを主張した。そのような中、改革は過激化し、修道院や教会の聖画像破壊が主張される。十誡で「あなたは自分のために偶像を造ってはならない」と命じられているからである。1522年1月10日には、ツヴィリンクの指導のもと、アウグスティヌス隠修道院に残っていた修道士たちが祭壇や聖画像を焼き捨て、ヴィッテンベルク市内は混乱状態に陥っていった。2月13日には選帝侯フリードリヒ賢公は改革の一時休止とカールシュタットの説教禁止を命じた。事態収拾の

ため、ヴィッテンベルク市当局はルターにヴァルトブルクからの帰還を要請した。それを受け、ルターは、身の安全のためヴァルトブルクにとどまることを望む選帝侯の意に反して、ヴィッテンベルクに帰還する。ルターは3月6日にヴィッテンベルクに到着し、9日の日曜日から毎日続けて説教（「八日間の説教」）を行い、彼の不在中の諸改革はほとんど古い習慣に戻された。

八日間にわたる八つの説教は他の人物によって筆記され、出版された<sup>19)</sup>。また、ルター自身その内容をまとめて『二種陪餐について』<sup>20)</sup>と題して出版した。この二つの書物に基づいて、ルターの考えを検討したい。

ルターは二種陪餐について、それが正しいことを肯定する。しかしそれにもかかわらず、私誦ミサとミサの中で犠牲について言及している部分を除いて、しばらくは、従来のやり方を残すべきであると主張する。まず優先すべきは説教を行うことである。

では、二種陪餐が正しいものであると考えるのに、なぜ今それをしないのか。主に二つのことを述べる。「教皇の暴政と律法によって、良心をひどく誘惑され、信仰を弱められているので、教皇のなすことが誤りであり、このやり方が正しく福音的であるということを、良心に確信させることができない」<sup>21)</sup> 多くの人々が存在する。たとえ正しいことであったとしても、このような弱い人々の良心をふみにじって、強制的に二種陪餐を行うことはよくない。「神が私たちを担い、私たちの弱さ、私たちの不信仰を長きにわたって忍耐して下さったことを忘れるべきではない。[信仰の強い] 私たちは同じように、[信仰の弱い] 隣人を忍耐しなければならない。」<sup>22)</sup> ルターは以上のことを隣人愛としてとらえる。「信仰は神に対して向けられ、愛は人々、すなわち隣人に向けられる。」<sup>23)</sup> 第二に、良心や心に働きうるのは神の言葉のみである。

陶工が陶器を自分の好みに従ってつくるように、そして神がすべての人々の心に自由に働きかけて、回心させたりかたくなにさせたりなさるようには、私は人々の心を手の中にもってはいない。私は[人間の] ことばでもって耳にまでしか達することはできず、心には至りえない。人は信仰を心の中に注ぐことができないので、誰も信仰へと強制されたり押しつけられるべきではないし、そうすることはできない。ただ神のみが、ご自身の判断と御心にしたがって、そのことをなさり、[神の] ことばを人々の心にいのちあふれるものとなさる。それ故、人は[神の] ことばを自由に働かせしめ、私たちの業を加えてはならない。……私たちは[神の] ことばを説教すべきであって、結果は 神にゆだねねばならない。」<sup>24)</sup>

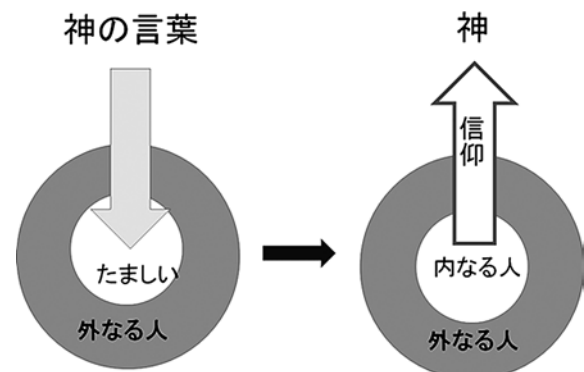
ルターは、ヴォルムス帝国議会で、自らの良心が納得できないことに対して、たとえ、教皇や公会議の決定であったとしても、自らに強制することはできないと述べて、自己の内面的自由を明確に主張した。「八日間の説教」では、他者の良心に対して、たとえ、自己が正しいと思うことであったとしても、それを外的に強制することはできないと述べて、他者の内面的自由を守ろうとした。前者は舞台が帝国議会であるのに対して、後者の舞台はヴィッテンベルクの片田舎である。しかしそのような舞台の違いにかかわらず、両者相まって内面的自由を守るための戦いがなされたのであった。このように自己と他者の良心を強制できない根拠は、ルターの考えに依れば、神のことば以外のいかなるものも良心に働きうることができないからであった。ヴォルムス帝国議会における「私の良心は神のみことばにとらえられています。」というルターの発言は、そのような意味をもっていたのである。ここで重要なのは、人間の心の中には、神のことば以外のいかなるものも触れ得ない不可侵の部分があるという発見である。

ヴォルムス帝国議会での証言とヴィッテンベルクにおける「八日間の説教」における主張は、ヴォルムス帝国議会の前年1520年に書かれた『キリスト者の自由』<sup>25)</sup>で述べられた見解を、具体的な歴史の場で主張したものであった。次に、人間の心に唯一関わり影響を与えることができるとルターが考える「神のことば」と「キリスト者の自由」とがいかに関わるかを検討したい。

### Ⅲ 「キリスト者の自由」

ルターは、この書で、「キリスト者とする」(五)ものは何なのかを重要なテーマとする。人は生まれながらにキリスト者であるのではない。本稿では、キリスト者となる前の人間を自然的人間と表現することにする。自然的人間は「たましい」seeleと「身体」leibからなる。ルターは『キリスト者の自由』では「心」hertzという言葉も使うが、たましいの方を一般的に使っている。自然的人間においては、たましいは神を認めず、「自分の意にかなう偶像を神に逆らって打ち建てる。」(十一)たましいはそれ自身において肯定される存在ではなく、逆に神に逆らう。一方の身体であるが、「血肉」fleysch vnd blutとも呼ばれ、ルターはかなり広い意味で使っている。身体の働きは行為となってあらわれる。そこには道徳的な行為や、宗教的行為、理性的な営みも含まれる。また人と人との関係も身体の働きとして捉えられる。そのような人間の働きを表す場合、「身体に属する、古い、外なる人」eyn leyblich allt vnd eusserlich menschという言葉が使われる。身体の働き、外なる人の営みは、たましいを善くも悪くもすることはできない。「これらのものは何一つ、たましいにまで及んで、これを自由にしたり捕えたり、あるいはこれを義としたり、または悪くするわけにはゆかない。」(三)また、「身体で祈り、巡礼し、さらに身体によって、また身体においてたえず行われるようなすべての善行をしても、やはり無益である。」(四)このように自然的人間は、自らの力によっては決してキリスト者となることはできない。たましいはそれ自身において、神を認めず偶像礼拝への傾向をもつ。また身体の働きもたましいをよくすることはできない。

以上のような自然的人間に対して、キリスト者は、外なる人であるとともに、「霊的な、新しい、内なる人」eyn geystlich new ynnerlich menschである。(二)すなわち、神に逆らうたましいが内なる人へと変化した存在である。それゆえ、キリスト者となるとは、たましいの在り方が内なる人へと変えられることである。たましい自身も外なる人もそのような変化をもたらすことはできない。自然的人間のいかなる営みも「内なる人」を造り出せない。心の働きによっても、身体的な働き、行為によっても人は救われない。それゆえ、救いは人間の外から来るしかない。問題は、心、たましいにまで働き、たましいを神との正しい関係へと導くものは何か、ということである。そこに、ヴォルムス帝国議会での証言や「八日間の説教」で述べられた神のことばが登場する。「たましいはキリストについて説かれた神のみことば、すなわち聖なる福音のほかには、天にも地にも、これを生かし義とし、自由とし、またキリスト者とするものをもたない。」(五)神のことばは人間の外にあって、外からたましいに働きかける。決して、人間のたましいのうちにあることばではない。これがツヴィカウの預言者やトーマス・ミュンツァー等との大きな違いである。神のことばは旧約聖書と新約聖書に分かれる。旧約聖書は戒めであり、新約聖書はキリストによる救いの約束である。キリストは私たちの身代わりとなって私たちの罪を担い、神との正しい関係へと導こうとする。人は旧約聖書の戒めを





実行しようとして自らに絶望し、キリストへの信仰において罪が赦される。

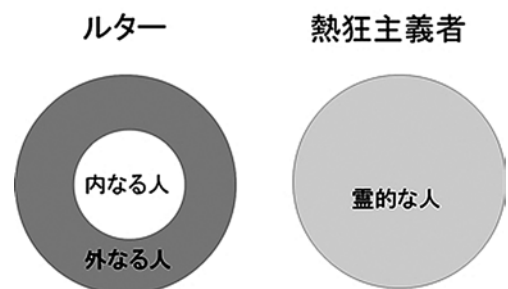
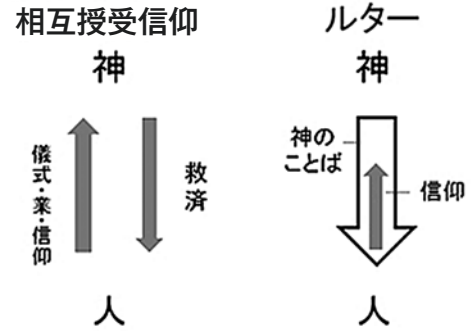
自然的人間のたましいは神に逆らい自ら偶像をつくりだすのに対して、キリスト者の内なる人は神を信じる。信仰とは、ルターにあっては、自然的人間のたましいが自らの本質にしたがって神を信じることではない。たましいはそれ自体では信ずる力を有しない。信仰は、あくまで神のことばが外から働いたときに、生まれるものである。決して信じる事が単純に救いの条件ではないのである。そのこ

とが、相互授受的信仰との大きな違いである。「キリストが私に何をもち与えられたかなどが語られるとき、それによって信仰が呼び覚まされerwachsen保たれる。」(一八) ルターは自らドイツ語に翻訳した『聖書』の「ロマ書序文」に「信仰は私たちのうちに働く神の働きwerckである。この神の働きは私たちを変え、私たちを神によって新しく生まれさせる」<sup>26)</sup>と書いた。この神の働きこそが、神のことばである。この神のことばによって信仰が呼び覚まされる。

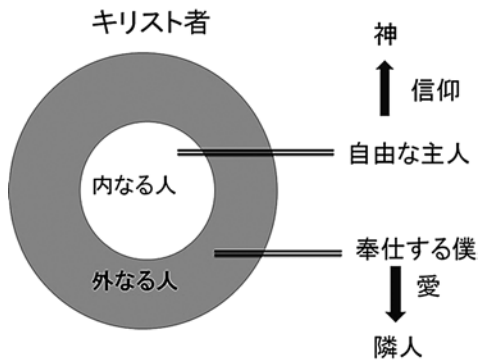
「内なる人」とは、そのように神のことばの働きによって神を信じる人のことである。その信仰によって、「その人のたましいはみことばとまったく一体となり、みことばのすべての徳がたましいのものとなる。」(一〇) そしてたましいの不徳と罪はキリストのものとなり、キリストの善きものはたましいのものとなる。(一二) このように「内なる人」は神のことばによって呼び覚まされた信仰により、神との義しい関係に入り、新たなキリストのいのちが生み出された存在である。他の何ものもキリスト者を生み出さない。それゆえルターは、「キリスト者は信仰で充分であり、義とされるために何の行ないも必要としなければ、たしかにすべての戒めと掟とから解放されてもいる。これがキリスト者の自由であり、唯一の信仰である」(一〇)と宣言する。ここからルターの有名な命題が帰結する。「キリスト者はすべてのものの上に立つ自由な主人であって、だれにも従属していない。」(一)

しかしルターは、「キリスト者はすべてのものに奉仕する僕であって、だれにも従属している」(一)という別の命題が同時に成り立つと主張する。これがルターの独自の思想である。一件矛盾する二つの命題が成り立つのは、キリスト者が内なる人であると同時に外なる人でもあるからだと言う。自然的人間は、外なる人とともにたましいある存在であった。しかしそのたましいは、神との義しい関係にはなかった。キリスト者になるとは、このたましいが内なる人に変えられることを意味した。そのことによってキリスト者は内なる人だけになるのではなく、同時に外なる人でもあり続ける。これが霊的な人に一元化されると考える熱狂主義者との違いである。

ではキリスト者における外なる人とはどのような存在なのか。「人間はこの世ではなお身体の生活にとどまっている。」(二〇) それは二つの面をもつ。第一に身体における不従順な意志を信仰によって制御し、善い行ないにつとめることが大切である。第二に、身体的生活は行為に関わるが、その本質は人と人との関係において現れる。「人間はこの地上では、自分の身体だけで生きているのではなく、ほかの人々の間で生活している。それゆえ、人はほかの人々に対して行ないなしにすることはできない。」(二六)これが隣人愛となって現れ、人々に仕える僕の姿をとることとなる。



ルターによればキリスト者とは、外なる人であるとともに内なる人である。内なる人としては、神のことばの働きによって神を信じる。同時に外なる人としては他の人々とともに生き仕えて、隣人愛を実践する。『キリスト者の自由』は次のことばをもって閉じられる。



キリスト者は自分自身のうちに生きるのではなく、キリストと自分の隣人とにおいて生きる。すなわち、キリストにおいては信仰を通して、隣人においては愛を通して、生きるのである。彼は信仰によって自分を超えて神へとのかかり、神のところから愛によってふたたび自分のもとへとくだり、しかも常に神と神の愛のうちにとどまる。……見よ、これが真の、霊的なキリスト者の自由であって、心をあらゆる罪と律法と戒めから自由にする。(三〇)

#### IV おわりに

ルターは、ヴォルムス帝国議会における自らの証言とヴィッテンベルクの急進的な改革のさなかにおける説教によって、内面的自由を明確にした。それは自己の内面的自由の主張と他者の内面的自由の保証という二つの面をもっていた。そのような良心の自由に対する彼の主張の根底には、人はいかにしてキリスト者となるかという彼の信仰理解の根本があった。良心が納得しないものを人は強制できない、たとえ正しいと思われる考えであったとしても強制できないとルターは考えるが、それは良心がそれ自身において優れたものであるからではない。むしろ良心、心、たましいは、それ自身においてはねじれており、神を偶像にかえてしまう。良心が重要なのは、ルターの理解によれば、それが神のことば、神にしか関わることのできない領域であるからであり、その関わり・介入がなければ、人は救われ、キリスト者となることのできないからである。ルターにとって、良心の自由とは、キリスト者の自由であった。それゆえ、良心の自由は二つの側面をもつ。ひとつはキリスト者における信仰と関わり、私は神のことば以外のいかなるものによっても強制されない。もうひとつはキリスト者における愛と関わり、他者の内面への強制は否定される。現実のなかで、前者はヴォルムス帝国議会における彼の自説撤回の拒否となって現れ、後者はヴィッテンベルクにおける急進的改革のなかで人々への愛となって現れた。

以上がルターの良心の自由に関する本稿の結論である。このようなルターの考えは、キリスト教信仰と結びついているので、ただちに一般化できるものではない。しかし、そこには人間の内面の重要性に対する深い洞察がある。ルターは、人間ひとりひとりの中には、他の何ものも触れることのゆるされないものが存在することを発見した。それは人間ひとりひとりの尊厳性の承認と他者への畏敬の念をもたらす。これは、今日においても、人権の根底をなす内面的自由の重要性を指し示しているのではないだろうか。

#### 注

- 1) ヘロドトス『歴史』中(松平千秋訳)、岩波文庫、昭和49年、三巻80、338-339頁。
- 2) トゥキディデス『歴史』(1)(西洋古典叢書)(藤縄謙三訳)京都大学学術出版会、2000年、第2巻35-46、181-191頁。
- 3) 「アウクスブルク審問についてのルターの報告」(中村賢二郎訳)、中村賢二郎他訳『原典宗教改革史』(以下『原典宗教改革史』と略記)ヨルダン社、1976年、所収、51頁。
- 4) 中村訳、『原典宗教改革史』、60頁。



- 5) 石原謙『キリスト教の展開』岩波書店、昭和48年、323頁。
- 6) 中村賢二郎「第一章 ルターとドイツ宗教改革 解説」『原典宗教改革史』、19頁。
- 7) 石原謙、同書、328頁。
- 8) 「ヴォルムス帝国議会出頭についての後年ルター自身による回顧」(中村訳)、『原典宗教改革史』91頁。
- 9) 「ヴォルムス帝国議会のルターに関する報告」(中村訳)、『原典宗教改革史』、87頁。
- 10) 同上、86頁。
- 11) 同上、87-88頁。
- 12) 徳善義和編『世界の思想家5 ルター』平凡社、昭和51年、91頁。
- 13) 「ヴォルムス勅令」(中村訳)、『原典宗教改革史』、96-97頁。
- 14) 「ルターのヴォルムス帝国議会出頭後の、ドイツの情勢に関する教皇使節アレアンダーの報告」(中村訳)、『原典宗教改革史』、99頁。
- 15) 「アルブレヒト・デューラーの日記」(中村訳)、『原典宗教改革史』、99-100頁。
- 16) 「ルターの帝国議会出頭後の皇帝カール五世の声明」(中村訳)、『原典宗教改革史』、92頁。
- 17) 「ヴォルムス勅令」(中村訳)、『原典宗教改革史』、94頁。
- 18) Martin Brecht, *Martin Luther: Bd.2: Ordnung und Abgrenzung der Reformation 1521-1532*, 1986, S.34-53. ローランド・ベイントン『我ここに立つ』(青山一波・岸千年訳) 聖文舎、昭和49年、258-275頁。
- 19) M.Luther, *D. Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe*, Weimar (WAと略記), 10/Ⅲ, S.1-64.
- 20) WA 10/Ⅱ, S.11-41. 「二種陪餐について」(石居正己訳)『ルター著作集』第五巻、聖文舎、1967年、39-87頁。
- 21) *Ibid.*, S.25. 邦訳58頁。
- 22) WA, 10/Ⅲ S.6.
- 23) *Ibid.*, S.13.
- 24) *Ibid.*, S.15.
- 25) WA 7, S.20-38. 引用にあたっては、松田智雄編『ルター(世界の名著18)』(中央公論社、1979年)所収の塩谷饒訳を使用したか、一部変更したところもある。引用のあと( )内に漢数字で『キリスト者の自由』の節番号を記した。
- 26) Hans Volz, hrsg., *D. Martin Luther: Biblia Das ist die ganze Heilige Schrift Deutsch auff's new zugericht*, Bd.3, Deutscher Taschen Verlag, 1974, S.2258.